

株式会社サンライフ行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年11月 1日～平成32年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休中や育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年11月～ 法に基づく諸制度についての調査を行う
- 平成28年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し対象者に配布する

目標2：年次有給休暇が取得しやすいよう、推進する。

<対策>

- 平成27年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成28年 4月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する